

子ども・子育て支援新制度における幼稚園保育料の改定について

1 概要

平成 27 年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」において、施設型給付制度に移行した私立幼稚園（区内 5 園）については、国基準額を限度として区市町村が定めることになっています。

本年 4 月に国基準額が変更になったことから、大田区が定める幼稚園保育料を改定いたします。

2 改定内容

(単位:円/月額)

世帯の階層区分	幼稚園保育料			
	国基準額		大田区	
	変更前	変更後	変更前	変更後
生活保護	0	変更なし	0	変更なし
区民税非課税	3,000	変更なし	0	変更なし
区民税 77,100 以下	14,100	10,100	1,600	0
区民税 211,200 以下	20,500	変更なし	9,000	変更なし
区民税 256,300 以下	25,700	変更なし	15,300	変更なし
区民税 256,301 以上	25,700	変更なし	17,700	変更なし

※表記幼稚園保育料は第 1 子の金額であり、第 2 子は第 1 子の半額、第 3 子は無料になります。

3 改定日

平成 30 年 5 月 28 日

ただし、平成 30 年 4 月以後の月分の幼稚園保育料について適用します。